

ChatGPT 4o

共有する

Hi

あなた:

093495\_hanrei.pdf

PDF

093495\_point.pdf

PDF

この判決についてわかりやすく説明してください。

**ChatGPT:**

この判決（令和 5 年（行ケ）第 10132 号）は、特許「地盤固結材および地盤改良工法」に関する特許異議申立てに対する決定の取り消しを求めた事件に関するものです。判決のポイントを簡単に説明します。

---

## 判決の概要

- 原告（強化土エンジニアリング株式会社）は、特許第 6961270 号の特許権者であり、特許異議申立てにより特許庁が一部の請求項（1,2,4~7）を取り消すと決定したことに対し、取り消しの判断の誤りを主張。
- 主な争点は「進歩性の有無」であり、特許庁は「当業者が容易に発明できる」と判断したのに対し、原告はそれを否定。

---

## 裁判所の判断

### 1. 特許庁の進歩性否定の誤り

#### ○ 特許庁の判断

- 本件特許（訂正後の発明）は、引用発明（特開平 7-166163 号）および複数の文献（甲 5、甲 6、甲 9）を組み合わせれば、当業者が容易に発明できたものと判断。

#### ○ 裁判所の判断

- 本件発明の「1 次ゲル化時間」や「疑塑性」「2 次ゲル化」の概念は、引用発明や先行文献には記載がなく、これらの技術要素を容易に想到できたとはいえない。
- 甲 5、甲 6、甲 9 の文献に記載された技術は、**溶液型グラウト**に関するものであり、本件発明の**懸濁型グラウト**とは固結の原理が異なる。
- 引用発明の**注入条件と異なる技術的特長**（1 次ゲル化、2 次ゲル化を利用した注入方法）を有しており、単純に先行技術を組み合わせる

ことで当業者が容易に想到できたとは言えない。

## 2. 「マグマアクション法」の適用について

- 特許庁は、先行技術に基づき「マグマアクション法」を適用すれば本件発明の技術構成に至ると判断。
- しかし、裁判所は、マグマアクション法は溶液型グラウトに適用されるものであり、懸濁型グラウトにはそのまま適用できるとは限らないと指摘。
- したがって、引用発明および先行文献から、本件発明の進歩性を否定することはできない。

---

### 判決の結論

- 特許庁の決定（異議 2022-700328 号事件）のうち、請求項 1、2、4～7 に関する特許の取消部分を取り消す。
- 原告の主張が認められ、進歩性が認められると判断。
- 訴訟費用は被告（特許庁長官）が負担する。

---

### まとめ

この判決は、特許庁の進歩性判断に誤りがあると認定し、特許の取り消しを取り消した事例です。特に、「溶液型グラウト」と「懸濁型グラウト」の技術的相違を重視し、当業者が容易に発明できたとは言えないと判断した点が重要なポイントです。

何か特定の部分についてさらに詳しく知りたい場合は、お知らせください。

40

### あなた:

特許庁の判断と裁判所の判断の違いを詳しく説明してください。

### ChatGPT:

特許庁の判断と知財高裁（裁判所）の判断の違いは、**進歩性の認定方法と技術的相違点の評価**に関するアプローチの違いにあります。以下、特許庁の判断と裁判所の判断を比較しながら、違いを詳しく説明します。

---

## 1. 特許庁の判断

### (1) 進歩性の否定

特許庁は、本件訂正発明（特許第 6961270 号の請求項 1,2,4～7）は、以下の先行技術に基づいて当業者が容易に発明できたと判断しました。

- 引用発明（特開平 7-166163 号公報）
- 甲 5 文献（活性複合シリカコロイド）
- 甲 6 文献（溶液型活性シリカグラウト）

- 甲9文献（耐久シリカグラウト）

## (2) 技術的相違点とその容易想到性

特許庁は、主に以下の2点の技術的相違点を挙げました。

### ① 「1次ゲル化」「2次ゲル化」の概念

- 本件発明は、「1次ゲル化」と「2次ゲル化」による流動特性を定義。
- しかし、特許庁は、「引用発明でも同様の現象が発生しているが、特許権者が独自に定義しただけ」と判断。
- したがって、新たな技術的意義はなく、容易に想到できると結論付けた。

### ② マグマアクション法の適用

- 甲5, 甲6, 甲9文献には、「マグマアクション法」（後続の薬液が、先行する薬液がゲル化する前に浸透し、押し広げる技術）が記載されている。
- 本件発明の「1次ゲル化に到る時間以上の時間をかけて注入する」点も、マグマアクション法と類似しているため、**当業者が容易に適用できると判断**。

## (3) 特許庁の結論

- 引用発明と甲5, 甲6, 甲9文献の技術を組み合わせることで、本件発明の技術構成に至ることが容易であるため、**進歩性は認められない**。
- よって、請求項1,2,4~7の特許を取り消すとの決定を下した。

---

## 2. 知財高裁（裁判所）の判断

裁判所は、特許庁の判断に対して、**技術的相違の評価が不適切である**として、以下の理由から**特許庁の決定を取り消しました**。

### (1) 進歩性の肯定

裁判所は、本件発明の\*\*「1次ゲル化」「2次ゲル化」の概念とその適用は、引用発明や先行技術とは異なる技術的特徴であり、当業者が容易に想到できたとは言えない\*\*と判断しました。

### (2) 特許庁の判断における誤り

#### ① 「1次ゲル化」「2次ゲル化」の技術的意義

- 特許庁は、「1次ゲル化」「2次ゲル化」は引用発明にも存在する現象であり、特許権者が便宜的に名称をつけたにすぎないと判断。
- しかし、裁判所は、本件発明の「1次ゲル化」「2次ゲル化」が、単なる名称の違いではなく、**具体的な流動特性や地盤改良工法における技術的有意性を持つことを強調**。
- これにより、引用発明と本件発明の違いが実質的なものであることを認定。

#### ② マグマアクション法の適用の妥当性

- 特許庁は、本件発明の技術が、甲5, 甲6, 甲9文献の「マグマアクション法」によって容易に想到できると判断。

- しかし、裁判所は、「マグマアクション法」は、溶液型グラウトに適用されるものであり、本件発明の懸濁型グラウトには直接適用できるものではないと指摘。
- 本件発明は、懸濁型グラウト特有の特性（1次ゲル化、疑塑性、2次ゲル化）を活用しており、単純な技術の組み合わせではないと判断。

### (3) 裁判所の結論

- 特許庁の進歩性判断は誤りであり、当業者が容易に発明できたとは言えない。
- したがって、特許庁の取消決定を取り消し、本件発明の請求項1,2,4~7の特許を維持することが妥当である。

### 3. 特許庁の判断と裁判所の判断の違いのまとめ

ポイント	特許庁の判断	裁判所の判断
1次ゲル化・2次ゲル化の評価	引用発明でも生じる現象であり、単なる定義の違い	具体的な技術的特性があり、先行技術とは異なる
マグマアクション法の適用	先行技術の溶液型グラウトに基づき、容易に適用可能	懸濁型グラウトと溶液型グラウトの原理が異なるため、単純な適用は不適當
進歩性の判断	先行技術の組み合わせにより容易に想到可能	先行技術とは異なる技術的特徴があり、容易に想到できない
結論	進歩性なし（特許取消）	進歩性あり（特許維持）

### 4. 重要なポイント

- 特許庁は、既存の技術の組み合わせにより発明が容易に想到できると判断したが、裁判所は技術的相違をより詳細に評価し、単なる組み合わせではないと判断した。
- 特に、「マグマアクション法」は溶液型グラウトの技術であり、懸濁型グラウトにはそのまま適用できない点を重視した。
- 結果として、裁判所は特許庁の判断を取り消し、特許の維持を認めた。

### 結論

この判決は、特許庁の進歩性判断が適切であったかどうかを精査し、**特許発明の技術的相違を重視して、進歩性を肯定した点がポイント**です。技術的な違いをどのように評価するかが、特許の有効性を巡る争いにおいて非常に重要であることを示す事例です。

もしさらに細かい点を知りたい場合は、具体的な請求項ごとの評価についても説明できますので、お知らせください。

あなた:

特許庁はなぜ間違った判断をしたのでしょうか？

ChatGPT:

### 特許庁の判断ミスの原因を分析

特許庁の進歩性判断が裁判所によって覆された理由を掘り下げると、**技術的評価の甘さ、異なる技術の混同、進歩性の判断基準の適用の誤り**といった点が浮かび上がります。以下、特許庁の判断のどこに問題があったのかを詳しく解説します。

---

## 1. 技術的評価の甘さ

### ① 「1次ゲル化」「2次ゲル化」の意義を軽視

- 特許庁の判断
    - 本件発明の「1次ゲル化」や「2次ゲル化」は、引用発明（特開平 7-166163号）にも存在する現象であり、「特許権者が独自に名称を付けただけで、技術的な新規性はない」と判断した。
  - 問題点
    - 「1次ゲル化」「2次ゲル化」の概念は単なる名称の違いではなく、地盤改良工法の中での**流動特性の管理**や**注入プロセスの制御**に関わる重要な技術的要素である。
    - これにより、より精密な地盤改良が可能になるため、従来技術とは異なる技術的進歩を有していた。
    - 特許庁はこの点を十分に評価せず、\*\*「既存技術と本質的に変わらない」\*\*と誤解した。
- 

## 2. 異なる技術の混同

### ② 「マグマアクション法」の誤適用

- 特許庁の判断
  - 甲 5, 甲 6, 甲 9 文献に記載された「マグマアクション法」は、注入材のゲル化時間を管理し、後続の注入材がゲル化しかけた部分を押し広げる技術である。
  - 本件発明の「1次ゲル化時間以上の時間をかけて注入する」点と類似しており、**先行技術を適用すれば容易に想到できると判断**。
- 問題点
  - 「マグマアクション法」は**溶液型グラウトに適用される技術**であり、本件発明の**懸濁型グラウトには適用できない**。
  - **溶液型グラウト**は、pH の変化によりゲル化するが、**懸濁型グラウト**は水ガラスとスラグの化学反応により固化する。

- 固化のメカニズムが異なるため、単純に「マグマアクション法」を適用することは技術的に不適當である。
- しかし、特許庁は「マグマアクション法」を過信し、異なる技術を混同してしまった。

### 3. 進歩性の判断基準の適用ミス

#### ③ 当業者の容易想到性の誤認

- 特許庁の判断
  - 先行技術に「マグマアクション法」が存在し、引用発明（特開平 7-166163号）も類似の成分を含むため、本件発明は容易に想到できる。
- 問題点
  - 「当業者が容易に想到できる」ためには、先行技術から本件発明の構成が合理的に導き出せることが必要。
  - しかし、本件発明の特徴である「1次ゲル化」「2次ゲル化」を活用した流動特性の管理は、単なる既存技術の組み合わせでは得られない。
  - また、先行技術の「マグマアクション法」は溶液型グラウトに適用されるものであり、懸濁型グラウトへの適用可能性について特許庁は十分な検討を行っていなかった。
  - 結果として、容易想到性の判断が誤っていた。

### 4. 進歩性判断における特許庁と裁判所の違い

判断基準	特許庁の判断	裁判所の判断
1次ゲル化・2次ゲル化の技術的意義	先行技術でも発生する現象であり、新規性なし	技術的に意味があり、先行技術には明示されていない
マグマアクション法の適用	先行技術の組み合わせで容易に想到可能	溶液型グラウトに適用される技術であり、懸濁型グラウトには適用不可
容易想到性の判断	既存技術を組み合わせることで実現可能	先行技術から本件発明の流動特性の管理は導き出せず、容易に想到できない
結論	進歩性なし（特許取消）	進歩性あり（特許維持）

### 5. なぜ特許庁はこのような判断ミスをしたのか？

#### ① 進歩性判断のテンプレート的な適用

- 特許庁は、多くの進歩性判断において、「先行技術の組み合わせ」により当業者が容易に想到できるかどうかを判断する。
- その際、「技術的特徴の違いを詳細に分析する」よりも、「類似する要素があるか」

に焦点を当てがち。

- そのため、本件でも、技術の本質的な違いを見落とし、「名称が異なるだけ」と誤解した可能性が高い。

## ② マグマアクション法の誤解

- 特許庁の審査官は「マグマアクション法」という概念を知っていたが、それが溶液型グラウトに適用されるものであり、懸濁型グラウトにはそのまま適用できないという点を深く考慮しなかった。
- 異なる技術分野の知識をそのまま流用することで、誤った進歩性判断を行った。

## ③ 事例ごとの技術的詳細の検討不足

- 特許庁の審査は、特許審査基準に沿って進められるが、審査官によっては個々の技術的な違いを深く掘り下げないことがある。
- 本件のように「流動特性の制御」という特異な技術的要素を持つ場合は、より慎重な検討が必要だったが、十分に行われなかった。

---

## 6. 結論

特許庁は、本件発明の「1次ゲル化」「2次ゲル化」の技術的意義を軽視し、異なる技術（マグマアクション法）を混同した結果、進歩性の誤った判断を下した。

一方、裁判所は技術的詳細を慎重に分析し、特許庁の判断ミスを正した。

本件のように、進歩性を判断する際には、「単なる先行技術の組み合わせ」ではなく、「技術の本質の違い」を適切に評価することが重要であることが示された。

40

あなた:

一般的に裁判所の方が特許庁よりプロパテントであると言われていています。その影響はあるでしょうか？

ChatGPT:

裁判所が特許庁より「プロパテント」であることの影響

裁判所の判断が特許庁より特許権者寄り（プロパテント）であるとされることは、今回の判決（令和5年（行ケ）第10132号）にも影響を与えた可能性があります。

特許庁と裁判所の基本的な立場の違いを踏まえつつ、その影響を分析します。

---

### 1. 裁判所と特許庁の基本的なスタンスの違い

機関	特許庁 (JPO)	裁判所 (知財高裁)
目的	特許の質を担保すること (濫用的な特許権を抑制)	特許権者の権利を適切に保護し、不当な取り消しを防ぐ

<p><b>機関</b> 特許庁 (JPO)</p> <p><b>審査の性質</b> 特許の適格性を厳格に審査し、<b>進歩性の基準を高く設定</b></p> <p><b>進歩性の評価</b> 既存技術（先行技術）の組み合わせで<b>実施可能かを重視</b></p> <p><b>政策的立場</b> 産業全体の発展のために<b>不適切な特許の排除を優先</b></p>	<p><b>裁判所（知財高裁）</b></p> <p><b>進歩性の判断に柔軟性を持たせ、権利者に有利な解釈を行う傾向</b></p> <p><b>技術的特徴の違いや実際の効果を重視</b></p> <p><b>特許権者の正当な権利の保護を重視</b></p>
--	--

### 特許庁の立場

特許庁は、**不要な特許の氾濫を防ぐこと**を目的としており、特に進歩性のハードルを高めに設定し、先行技術との違いが明確でない特許を取り消すことが多い。

これは、業界内での過剰な権利主張や特許コントロールを防ぐための役割でもある。

### 裁判所の立場

一方、裁判所は「正当に取得された特許権を守る」ことを重視するため、**特許庁が進歩性を否定した場合でも、技術的な評価を再検討し、権利者に有利な判断を下す傾向がある。**

これは、日本だけでなく、米国の CAFC（連邦巡回控訴裁判所）でも見られる傾向である。

## 2. 本件における「プロパテント」の影響

今回の事件でも、裁判所が**特許権者寄りの判断**をした可能性は否定できません。

以下のような影響が考えられます。

### ① 進歩性の判断基準の違い

- **特許庁**
  - 進歩性は、「当業者が容易に想到できるか」という観点で厳しく審査する。
  - 先行技術の組み合わせで実現できるならば、進歩性なしと判断。
- **裁判所**
  - 「技術的な相違点があるかどうか」だけでなく、「その技術が新たな効果をもたらすか」を重視。
  - 「1次ゲル化」「2次ゲル化」は先行技術にはなかった具体的な技術要素であり、容易に想到できるとは言えないと判断。

⇒ **特許庁は進歩性を厳しく見て取り消したが、裁判所は権利者を保護する方向で柔軟に判断した。**

### ② 異なる技術（マグマアクション法）の解釈

- **特許庁**
  - 甲 5, 甲 6, 甲 9 文献に記載された「マグマアクション法」と本件発明を同じ技術の範疇とみなし、容易に適用できると判断。

- 裁判所
  - 「溶液型グラウト」と「懸濁型グラウト」は異なる技術であり、そのまま適用できないと判断。
  - 先行技術を組み合わせても、特許発明のような技術的效果は得られない。

⇒ 裁判所の方が特許権者に有利な解釈を行い、進歩性を肯定する方向に動いた。

---

### ③ 産業政策的観点

- 特許庁の立場
  - 特許が多すぎると産業全体に悪影響を及ぼすため、特に進歩性が弱いと判断されるものは積極的に取り消す。
  - 不必要な特許が増えると、競争を妨げ、企業間のトラブルが増える。
- 裁判所の立場
  - 新しい技術を守ることで、企業のイノベーションを促進する。
  - 過度な特許の取り消しは、特許制度の信頼性を損なうため、特許権者寄りの判断をする傾向がある。

⇒ 裁判所は、「この発明が特許権として保護されるべきか」をより広い視点で判断し、権利者に有利な結論を出した可能性が高い。

---

### 3. では、裁判所の判断は「甘い」のか？

裁判所の判断が「特許権者寄り」であるとはいえ、全ての特許を無条件で保護するわけではない。

本件では、以下の理由で、裁判所は「妥当な進歩性の判断」をしたと言える。

#### ① 技術的相違の詳細な分析

- 特許庁の判断は、やや機械的（「既存技術と似ているから容易想到」と結論付けた）。
- 裁判所は、技術的特徴や流動特性の違いを細かく分析し、「先行技術の単なる組み合わせではない」と認定。

#### ② 特許制度の目的を考慮

- 特許制度は新しい技術を適切に保護することが目的であり、過度に進歩性を否定すると、発明者の権利が損なわれる。
- 本件では、「1次ゲル化」「2次ゲル化」を活用した流動制御が、地盤改良において実用的な効果を持つことが認められた。

#### ③ 過去の裁判例と整合性

- 知財高裁では過去にも特許庁の進歩性判断を覆すケースがある。
  - 一定の基準に基づき、「本当に容易想到か？」を慎重に評価した結果、進歩性があると判断した。
-

## 4. 結論

### 特許庁の判断

- 特許の氾濫を防ぐために進歩性を厳しく評価し、機械的に既存技術との類似性を指摘して取り消した。
- しかし、異なる技術（溶液型 vs. 懸濁型）を混同するミスがあり、容易想到性の判断が甘かった。

### 裁判所の判断

- 特許権者を守る視点で技術的詳細を慎重に分析し、本件発明が先行技術の単なる組み合わせではないことを認定。
- 結果として、特許の進歩性を肯定し、権利を維持。

### プロパテントの影響

- 知財高裁は特許権者寄りの判断をする傾向があるが、今回は単なる保護ではなく、技術的な違いを正しく評価した結果である。
- 「プロパテントだから特許庁の判断を覆した」というより、「技術的な検討をより詳細に行った結果、進歩性があると認めた」と言える。

もしさらに深掘りしたい点があれば、お知らせください！